

# 座間市立東原小学校 P T A 規約

2025(R7)年度版

「座間市立東原小学校 P T A 規約」は  
お子さまが卒業するまで使用いたします。  
大切に保存してください。

座間市立東原小学校 P T A

電話 046-253-3145

# 座間市立東原小学校 P T A 規約

## 第1章 総則（名称・目的・活動・方針）

- 第1条 この会は座間市立東原小学校 P T A という。  
事務所は東原小学校（座間市東原2-6-1）に置く。
- 第2条 この会は下記の諸項を目的とし、活動していく。
1. この会は保護者と教職員とが協力して、家庭と学校、地域社会における児童の福祉を増進していくための活動をする。
  2. よい保護者、よい教職員になるようにつとめる。
  3. 児童の生活環境をよくしていく。
  4. 公教育費の充実することにつとめる。
- 第3条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
1. 児童青少年の教育ならびに福祉のために活動し、他の団体および機関と協力する。
  2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
  3. この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
  4. この会は学校側と教育を本旨とする問題について話し合い、参考資料を提供するが、学校の管理や人事には干渉しない。

## 第2章 会員

- 第4条 この会の会員となることのできる者は、次の通りである。
1. 東原小学校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者。
  2. 東原小学校の教職員。
  3. この会の主旨に賛同する者。（但し本項に該当する者の入会は運営委員会が決定する。）
- 第5条 この会の会員はすべて平等の権利と義務を有する。
- 第6条 この会の会員は会費を納めるものとする。

## 第3章 経理及び会計監査

- 第7条 この会の活動に要する経費は、会費及び事業収入、寄付金等をもってこれにあて、会費の額の決定、または変更は総会の承認を得なければならない。
- 第8条 会費は年額2,000円とする。また、P T A 行事総合保険は会費より納入する。
2. 前項の規定にかかわらず、校長の申し出による会長および会計との三者の協議により、特定の会員の会費を免除することができる。本件審議に関わる役員はこれに対する守秘義務を負うものとする。
  3. 年度途中で転入した会員の会費は次のとおりとする。
    - (1) 一学期に転入した場合 2,000円
    - (2) 二学期に転入した場合 1,000円
    - (3) 三学期に転入した場合 0円

第9条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第10条 この会に会計監査委員3名（P2・学1）を置き、選考委員会の選考により、総会で承

認を得なければならない。任期は1ヶ年とする。

- 第11条 会計監査委員はこの会の経理を監査し、かつこの会の決算の結果を総会に報告しなければならない。但し、会計監査委員は本会の他の委員をかねることはできない。
- 第12条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌3月31日に終了する。

#### 第4章 役員及び委員

- 第13条 本会の役員は次のとおりとする。
- 会長1名（P）副会長3名（P2・学1）会計2名（P1・学1）書記2名（P1・学1）広報2名（P1・学1）。但し、副会長・会計・書記・広報は増員も可とする。
- 第14条 この会は次の委員会を置く。
1. 地区委員会 各地区から1名ずつ選出された地区委員によって構成する。
  2. ひがしさら委員会 必要人数に応じて会員から選出されたひがしさら委員によって構成する。
- 第15条 役員は本会の1つの役職にとどめ兼任は原則として認めない。
2. 役員及び委員は任期を1ヶ年とし、再選はさまたげない。但し、同一役職（P）は、連続するならば3年を限度とする。
- 第16条 役員の選考は次のとおりに行う。
1. 役員の選考は選考委員会を構成し行う。
  2. 選考委員会は、選考の結果を総会において報告し、総会規定により会員の承認を得る。
  3. 選考委員会の構成及び運営は細則に定める。

#### 第5章 役員の職務

- 第17条 役員の職務は次のとおりとする。
1. 会長はこの会を代表し、総会及び各種委員会を招集する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
  3. 会計はこの会の全ての会計事務を処理し、総会において会計監査を経て決算報告をする。
  4. 書記は総会及び各種委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録し、会長の指示によりこの会の庶務に当たる。
- 第18条 委員の職務は次の通りである。
1. 地区委員は、地区会員の連絡調整に当たり、委員会の活動推進に当たる。
  2. ひがしさら委員は、主に学校内の活動を援助するための職務に当たる。

#### 第6章 総会及び運営

- 第19条 総会は全会員を持って構成され、この会の最高決議機関である。
- 第20条 総会の定足数は、会員の現在数の5分の1以上とし、その定足数に達しなければ議事を開き議決することができない。但し、定足数の中に、委任状を認める。
- 第21条 総会は、定期総会および臨時総会とする。
- 第22条 臨時総会は運営委員会が必要と認めた時、または会員の5分の1以上の要求があったとき開催する。

第23条 総会の議事は出席者の過半数の決定による。

(総会の議事運営規定は、細則に定める。)

## 第7章 役員会及び各種委員会の設置について

第24条 この会の運営のために次の役員会及び各種委員会を置く。

(1) 役員会 (2) 運営委員会 (3) 分科委員会

(4) 必要に応じて臨時委員会を設置する。

第25条 各分科委員会は、2つの常設委員会を置く。

(1) 地区委員会 (2) ひがしさら委員会

2. 地区委員会には委員長1名・副委員長1名を置く。

3. ひがしさら委員会には委員長1名・副委員長1名を置く。

4. 各分科委員会の運営・職務などは細則に定める。

## 第8章 細則

第26条 この会の運営に関する必要な細則を定める。但しこの規約に反しない限りにおいて運営委員会が定め、次の総会に報告する。

## 第9章 規約の改正

第27条 この規約は総会において、出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

## 第10章 個人情報取扱規則

第28条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「座間市立東原小学校PTA個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

## 付 則

規約は昭和48年 4月21日より施行する。

規約は昭和49年 5月11日一部改正

規約は昭和50年 5月17日一部改正

規約は昭和52年 4月23日一部改正

規約は昭和55年 4月26日一部改正

規約は昭和57年 4月28日一部改正

規約は昭和59年 5月 8日一部改正

規約は昭和61年 6月12日一部改正

規約は平成 2年 5月17日一部改正

規約は平成 6年 4月28日一部改正

規約は平成 7年 4月28日一部改正

規約は平成 8年 3月14日一部改正

規約は平成13年 5月19日一部改正

規約は平成17年 1月22日一部改正

規約は平成17年 4月28日一部改正

規約は平成 18 年 4 月 28 日一部改正

規約は平成 21 年 4 月 18 日一部改正

規約は平成 23 年 5 月 2 日一部改正

規約は平成 26 年 5 月 8 日一部改正

規約は平成 27 年 5 月 7 日一部改正

規約は平成 30 年 5 月 1 日一部改正

規約は令和 元年 5 月 7 日一部改正

規約は令和 4 年 12 月 20 日一部改正

規約は令和 5 年 5 月 8 日一部改正

規則は令和 5 年 12 月 14 日一部改正

規則は令和 7 年 5 月 7 日一部改正

# 座間市立東原小学校 P T A 細則

## 第1章 総会及び議事運営

- 第1条 総会は規約第6章の規約にもとづいて行う。
- 第2条 総会議長は、総会出席者の中から2名（P1・学1）を選出する。また総会書記も同じ手続きを経て選出する。
- 第3条 議長は選出された議事にしたがって、会を民主的に運営するためにつとめる。  
尚、会員が集まつての総会が行われない場合、議長が中心となりWEBや書面などで決議を行う。
- 第4条 会の成立及び議決は、規約第20条・第23条の規定にもとづき運営する。
- 第5条 定期総会の議事内容は、運営委員会及び選考委員会より提出された議案をもとに審議・決定する。  
その内容は、（1）前年度の活動報告 （2）決算報告  
（3）選考委員会より選考された役員及び会計監査委員  
（4）各分科委員長 （5）行事計画 （6）予算案  
（7）その他総会に提出された議案
- 第6条 議事進行及び緊急動議が提案された場合、総会出席者の同意が1人でもあった場合、全ての議事に先行して取りあげ審議し決定する。
- 第7条 書記は、議事に関する記録を正確にとり、総会議長に提出する。
- 第8条 議長は議事録を点検し誤りがなかったならば、署名捺印し、会長に提出する。
- 第9条 臨時総会は、規約第22条にもとづいて開催し、全ての運営は、定期総会の規定にしたがう。

## 第2章 役員及び各種委員会の構成員

- 第10条 規約第24条の規定にもとづき、役員会及び各種委員会の構成員は次のとおりとする。
1. 役員会 役員及び校長
  2. 運営委員会 役員、ひがしさら委員会委員、地区委員会正副委員長及び校長
  3. 各分科委員会 役員・各分科委員及び校長
- 第11条 (役員会) 必要に応じて会長はこれを召集し、運営委員会にかける議題及び緊急事項を検討する。
- 第12条 (運営委員会) 必要に応じて会長はこれを召集し、次の職務を行う。
1. 各分科委員会の予算・活動事項等を統合調整し、年間予算及び活動計画の立案。
  2. 総会及び全委員会に提案する議案・報告書の作成。
  3. 年度予算を作成し、健全財政の経営に協力する。
  4. 総会閉会中に行事計画の変更があった場合、その可否を判断する。
  5. 役員に欠員が生じた場合、選考委員会からの推薦に基づきその欠員を補充する。
  6. 細則の改廃についての審議。
  7. その他緊急な事項につき、会長の召集に応じて決議決定する。
  8. 議事は出席者の過半数で決める。
- 第13条 削除
- 第14条 (各分科委員会) 地区委員及び各種委員・学校側教職委員により構成する。

- 地区委員の所属する分科委員会は、地区委員会とする。地区委員会は地区委員長が召集する。
- ひがしさら委員の所属する分科会は、ひがしさら委員会とする。ひがしさら委員会はひがしさら委員長が召集する。
- 学校側教職員の所属する分科委員会の選考は学校側に一任する。教職員の中から、分科書記1名を選出する。その職務は、役員会の書記に準ずる。

第15条 各分科委員会の職務について次のように規定する。

第16条 (地区委員会) 会員と共に児童の通学ならびに一般歩行上の安全をはかり、通学路の点検整備と補導及び交通安全思想の普及に努める。地区割りの増減が必要な場合は、運営委員会にはかり承認を得る。

第17条 (ひがしさら委員会) 本校の児童がよりよい学校生活を送るための幅広いサポートにつとめ、また、教職員と保護者のよりよい関係構築のための活動に当たる。

第18条 削除

第19条 削除

第20条 削除

第21条 (臨時委員会) 規約第24条第5項にもとづき臨時委員会を設置することができる。この臨時委員会の細則は、この委員会が発足した時点で提示し、全委員会の承認を得る。この委員会はその職務が終わった時解散する。

第22条 各分科委員会は、活動計画にしたがって活動し、その活動内容については、会長及び運営委員会に報告する。

第23条 各分科会の委員長は、年間活動報告を総会の席上で報告しなければならない。

### 第3章 選考委員会の構成及び職務

第24条 選考委員会は、規約第16条第1項及び第2項の規定にもとづき構成し、活動する。

第25条 この会は公募により選任した6から8名(P)と、学校側委員若干名を加えて構成する。

第26条 学校側委員は、校長に選考を一任する。

第27条 この委員会に、委員長1名、会計1名を選出する。

第28条 選考委員長は会を統括し、学校側役員を除く役員(規定第13条に規定された役職)及び会計監査委員を委員会の相談を経て選考し、定期総会の承認を得る。

第29条 この委員会は、委員の選出が決定した時成立し、定期総会で役員及び会計監査委員が承認された時解散する。

第30条 この会の委員は役員及び会計監査委員にはなれない。

### 第4章 会計監査委員会の構成と職務

第31条 委員は厳正中立を旨とし、帳簿・領収書等を照合し、予算の執行が正しく行われているかを会員にかわり監査するものである。

第32条 会計監査は、中間監査と最終監査を行い、その都度領収書及び帳簿に委員全員の署名・捺印・監査月日を記入する。

第33条 最終監査の結果は、監査報告を含めて定期総会に報告し、総会の承認を得る。

### 第5章 役員及び委員の兼任

第34条 役員及び会計監査委員は座間市P T A連絡協議会の役員または会員を兼任する。

## 第6章 表彰及び慶弔

第35条 P T A会員として勤め功労ありと認めた場合は、退任の際表彰することができる。

第36条 この表彰の認定は、運営委員会が行う。

第37条 会員またはこの会に関係にあるものの慶弔、その他の事柄に際して慶弔の意を表すことができる。

## 付 則

この細則は昭和48年4月21日より施行する。

細則は昭和49年 5月11日一部改正

細則は昭和50年 5月17日一部改正

細則は昭和52年 4月23日一部改正

細則は昭和55年 4月26日一部改正

細則は昭和57年 4月28日一部改正

細則は昭和60年 5月 8日一部改正

細則は昭和62年 1月29日一部改正

細則は昭和62年11月12日一部改正

細則は平成 4年12月 7日一部改正

細則は平成 6年 4月28日一部改正

細則は平成 8年 3月14日一部改正

細則は平成13年 5月19日一部改正

細則は平成17年 1月22日一部改正

細則は平成17年 4月23日一部改正

細則は平成18年 4月22日一部改正

細則は平成27年 9月 2日一部改正

規約は令和 3年 5月10日一部改正

細則は令和 4年 5月 9日一部改正

細則は令和 5年12月14日一部改正

細則は令和 7年 5月 7日一部改正

## 座間市東原小学校 P T A 運用規定

- 第1条 この運用規定は、座間市立東原小学校 P T A 細則第10条に規定する役員会及び各種委員会の構成員の選出について定める。
- 第2条 会員は、原則として、在籍する児童1名につき、1回以上、委員活動に協力する。
- 第3条 兄弟姉妹の在籍がある場合は、上の学年の児童より順番に委員を受けることとする。
- 第4条 第2条に言う「委員活動」とは以下を指す。①本部役員、②会計監査、③地区委員、④ひがしさら委員、⑤イベント特別委員、⑥選考委員、⑦コミュニティセンター管理運営委員（P T A を代表して就任した場合に限る）。
- 第5条 役員は、任期を満了した場合に限り、以降の委員選出の対象外とする。ただし、立候補の場合は除く。
- 第6条 会計監査委員は、2年以上の任期を満了した場合に限り、委員経験とする。
- 第7条 地区委員、ひがしさら委員、イベント特別委員、選考委員、コミュニティセンター管理運営委員は、一年の任期を満了した場合に限り、委員経験とする。
- 第8条 各委員会の委員長及び副委員長は、任期を満了した場合に限り、以降の各分科委員長及び副委員長の対象外とする。ただし、立候補の場合は除く。
- 第9条 地区委員は原則として東原小学校の在籍が三年目以降の家庭を対象とする。
- 第10条 この規定の改正は、運営委員会か全委員会の同意を経るものとする。

### 付 則

このP T A 運用規定は、平成28年4月16日より施行する。

運用規定は平成30年 4月21日一部改正

運営規定は令和 2年 4月27日一部改正

運用規定は令和 4年12月20日一部改正

運用規定は令和 5年12月14日一部改正

# 座間市立東原小学校 P T A 個人情報取扱規則

## (目的)

第1条 座間市立東原小学校 P T A (以下、「本会」という。) が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A役員名簿及びその他の個人情報データーベース (以下、単に「個人情報データーベース」という。) の取り扱いについて定めるものとする。

## (責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## (管理者)

第3条 本会における個人情報データーベースの管理者は、P T A会長とする。

## (取扱者)

第4条 本会における個人情報データーベースの取扱者は、P T A役員とする。

## (秘密保持義務)

第5条 個人情報データーベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集する時は、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

## (利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付。
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成。

## (利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

## (管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

## (第三者提供の制限)

第10条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

## (第三者提供に係る記録の作成等)

第11条 個人情報を第三者（第10条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

（第三者提供を受ける際の確認等）

第12条 第三者（第10条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受ける時は、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

（情報開示等）

第13条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

（漏えい時等の対応）

第14条 個人情報データーベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちにPTA会長に報告する。

（改正）

第15条 本会の「座間市立東原小学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

## 付 則

本規則は平成30年5月1日より施行する。